

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の修学部分休業に関する規則（規則七 五）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「印」を削り、注を次のように改める。

注

- 1 この申請書には、申請に係る教育施設の入学を証明する書類（合格通知、教育施設が発行する入学証明書等）を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表を提出すること（写しでも可）。
- 2 「3 修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているか記入すること。
- 3 「5 休業時間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
- 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「6 備考」欄に記入すること。
- 5 修学部分休業を承認された職員が、承認された当該部分休業の全部又は一部を取り消す場合においては、当該部分休業の日及び時間等について裏面に記入すること。

様式第一号の裏面を次のように改める。



様式第二号中「        」を「        」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員の修学部分休業に関する規則様式第一号及び様式第二号に相当する改正前の職員の修学部分休業に関する規則様式第一号及び様式第二号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。